

市第 163 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第86号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第88号及び第89号を次のように改める。

- |   |   |       |
|---|---|-------|
| (88) 農地台帳の閲覧手数料   | 同 | 300 円 |
| (89) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第 104 条第 2 項第 2 号の規定に基づく公表すべき事項を記載した書面の交付手数料 | 同 | 300 円 |

第 2 条第95号中「第18条第22項第 1 号」を「第18条第24項第 1 号」に改め、「（同法第 7 条第 1 項の規定による申請が受理された日又は同法第18条第14項の規定による通知があった日以後を除く。）」を削り、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同条第 112 号の 3 中「第67条の 2 第 3 項第 2 号」を「第67条の 3 第 3 項第 2 号」に改め、同条第 125 号の 5 の次に次の 1 号を加える。

(125) の 6 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第 105 条第 1 項の規定に基づくマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料

1 件につき 160,000 円

第 2 条第 126 号ア中「1 件につき」を「同」に改め、同条第 131 号中「又は第39条の 7 第 9 項」を削り、同条第 132 号中「又は第39条の 7 第11項」を削り、同条第 134 号中「第 6 条第 5 項」を「第 6 条の 3 第 1 項」に、「第 139 号の 2」を「第 139 号の 2 の 2」に改め、同条中第 139 号の 2 を第 139 号の 2 の 2 とし、第 139 号の次に次の 1 号を加える。

(139) の 2 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号又は第18条第24項第 2 号（同法第87条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

同 120,000 円

第 2 条第 139 号の 5 から第 139 号の 7 までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同条第 139 号の 8 中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同条第 139 号の11イ中「ア以外」を「ア及びイ以外」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のよう

に加える。

イ あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づく設計された住宅に係る住宅性能評価を受け、設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき。	同	15,000 円
(イ) 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同	57,000 円
(ロ) 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	92,000 円
(ハ) 同 11 戸以上 30 戸以下のとき。	同	170,000 円
(ニ) 同 31 戸以上 50 戸以下のとき。	同	300,000 円
(ホ) 同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	同	450,000 円
(ヘ) 同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	同	830,000 円
(ト) 同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	同	1,100,000 円
(チ) 同 301 戸以上		

のとき。 同 1,400,000 円

第 2 条第 139 号の12中「前号ア及びイ」を「前号アからウまで」に改め、同条第 139 号の13イ中「ア以外」を「ア及びイ以外」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ あらかじめ住宅の品質確保

の促進等に関する法律第 5 条  
第 1 項の規定に基づく設計された住宅に係る住宅性能評価を受け、設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき

。 同 7,500 円

(イ) 同 2 戸以上 5

戸以下のとき。 同 28,500 円

(ロ) 同 6 戸以上 10

戸以下のとき。 同 46,000 円

(ハ) 同 11 戸以上 30

戸以下のとき。 同 85,000 円

(ニ) 同 31 戸以上 50

戸以下のとき。 同 150,000 円

(ホ) 同 51 戸以上 10

0 戸以下のとき。 同 225,000 円

(ヘ) 同 101 戸以上

200 戸以下のとき。 同 415,000 円

- (カ) 同 201 戸以上  
300 戸以下のとき。 同 550,000 円
- (ク) 同 301 戸以上  
のとき。 同 700,000 円

第 2 条第 139 号の 14 中「前号ア及びイ」を「前号アからウまで」に改め、同条第 163 号中「住民基本台帳」の次に「及び農地台帳」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 2 条第 125 号の 5 の次に 1 号を加える改正規定並びに同条第 126 号ア、第 131 号及び第 132 号の改正規定 公布の日
  - (2) 第 2 条第 88 号、第 89 号、第 139 号の 11 から第 139 号の 14 まで及び第 163 号の改正規定 平成 27 年 4 月 1 日
  - (3) 第 2 条第 86 号の改正規定 平成 27 年 5 月 29 日

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 95 号及び第 139 号の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 2 条第 125 号の 6 の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる改正規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

- 4 新条例第 2 条第 139 号の11から第 139 号の14までの規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる改正規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

#### 提 案 理 由

農地法等の一部改正に伴い農地台帳の閲覧手数料等を徴収するとともに、建築基準法等の一部改正に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市手数料条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	下段	現行	）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 85 号まで省略）

(86)	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩鳥獣の保護及び狩猟の適正化</u> <u>猟の適正化に関する法律</u> （平成 14 年法律第 88 号）第 19 条の規定 に基づく飼養の登録票の交付手 数料又は更新手数料若しくは再 交付手数料	同	3,400 円
------	--	---	---------

（第 87 号省略）

(88)	<u>農地台帳の閲覧手数料</u>	<u>同</u>	<u>300 円</u>
------	-------------------	----------	--------------

(89)	<u>農地法施行規則</u> （昭和 27 年農 林省令第 79 号）第 104 条第 2 項 <u>第 2 号の規定に基づく公表すべ き事項を記載した書面の交付手 数料</u>	<u>同</u>	<u>300 円</u>
------	---	----------	--------------

(88) 及び (89)	削除
--------------	----

（第 90 号から第 94 号まで省略）

(95)	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は <u>第 18 条第 24 項第 1 号</u> （同 第 18 条第 22 項第 1 号
------	---

法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項  
若しくは第 2 項において準用す  
る場合を含む。) の規定に基づ  
く検査済証の交付を受ける前—

同法第 7 条第 1 項の規定による

申請が受理された日又は同法第

18 条第 14 項の規定による通知が

あった日以後を除く。) におけ

る建築物等の 仮使用認定申請手  
仮使用承認申請手

数料  
数料

1 件につき

120,000 円

(第 95 号の 2 から第 112 号の 2 まで省略)

(12) の 3 建築基準法 第 67 条の 3  
第 67 条の 2

第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号又  
第 3 項第 2 号

は第 9 項第 2 号の規定に基づく

特定防災街区整備地区における

建築物の敷地面積、壁面の位置

又は防災都市計画施設に係る間

口率及び高さの特例許可申請手

数料

同

160,000 円

(第 112 号の 4 から第 125 号の 5 まで省略)

(125) の 6 マンションの建替え等

の円滑化に関する法律 (平成 14

年法律第 78 号) 第 105 条第 1 項

の規定に基づくマンションの建

替えにより新たに建築されるマ



<u>ンションの容積率の特例許可申</u>		
<u>請手数料</u>	<u>1 件につき</u>	<u>160,000 円</u>
(126) 租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号又は第 63 条第 3 項 第 6 号の規定に基づく住宅の新 築が優良な住宅の供給に寄与す るものであることについての認 定申請手数料		
ア 新築住宅の床面積の合計が 100 平方メートル以下の場合	<u>同</u> 1 件につき	6,200 円
(イからカまで及び第 127 号から第 130 号まで省略)		
(131) 租税特別措置法施行令第 25 条の 4 第 2 項	<u>又は第 39 条の 7 第 9 項</u>	
の規定に基づく特定民間再 開発事業に該当するものである ことについての認定申請手数料	同	32,000 円
(132) 租税特別措置法施行令第 25 条の 4 第 16 項	<u>又は第 39 条の 7 第 11 項</u>	
の規定に基づく地区外転出 事情があることについての認定 申請手数料	同	24,000 円
(第 133 号省略)		
(134) 建築基準法第 6 条第 1 項 (同法第 87 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。) の規		

定に基づく建築物の確認申請手数料（同法第 6 条の 3 第 1 項の第 6 条第 5 項の構造計算適合性判定（以下「構造判定」という。）を必要としないものに限る。以下この号において同じ。）は、それぞれ次のとおりとし、変更等（建築物の計画の変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替をする場合をいう。以下この号、次号、第 139 号の 2 の 2、第 139 号の 3、第 139 号の 9、第 139 号の 10、第 139 号の 12、第 139 号の 14、第 139 号の 19 及び第 139 号の 22 において同じ。）及び用途の変更に係る確認申請手数料（変更等及び用途の変更をする場合の当該部分に係る確認申請手数料に限る。）は、それぞれ当該床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積による。）に該当する額とする。

(アからサまで及び第 134 号の 2 から第 139 号まで省略)

(139) の 2 建築基準法第 7 条の 6

第 1 項第 2 号又は第 18 条第 24 項

第 2 号 (同法第 87 条の 2 又は第

88 条第 1 項若しくは第 2 項にお

いて準用する場合を含む。) の

規定に基づく検査済証の交付を

受ける前における建築物等の仮

使用認定申請手数料

同

120,000 円

(139) の 2 の 2 (本文省略)

(139) の 2

(第 139 号の 3 及び第 139 号の 4 省略)

(139) の 5 建築基準法第 18 条第 16  
第 18 条第 14

項の規定に基づく建築物の完了

通知手数料

建築物の床面積 (移転等に  
係る場合においては、当該  
移転等をする部分の床面積  
の合計に 0.5 を乗じて得た  
面積) を合計した面積に応  
じ第 136 号に規定する額

(139) の 6 建築基準法第 87 条の 2

の規定により準用する同法第 18  
第 18

条第 16 項の規定に基づく建築設  
条第 14 項

備の完了通知手数料

1 件につき

21,000 円

(小荷物専用  
昇降機につい

ては、 13,000  
円)

(139) の 7 建築基準法第 88 条第 1  
項及び第 2 項の規定により準用  
する同法第 18 条第 16 項  
第 18 条第 14 項  
に基づく工作物の完了通知手数料 同 15,000 円

(139) の 8 建築基準法第 18 条第 19  
第 18 条第 17  
項  
項の規定に基づく建築物の特定  
工程終了通知手数料 第 139 号に掲げる手数料の  
区分に従い、それぞれ当該  
手数料の額と同一の額

(第 139 号の 9 及び第 139 号の 10 省略)

(139) の 11 長期優良住宅の普及の  
促進に関する法律（平成 20 年法  
律第 87 号）第 5 条第 1 項から第  
3 項までの規定に基づく長期優  
良住宅建築等計画の認定申請手  
数料（同法第 6 条第 2 項の規定  
による申出をしない場合に限る  
。）は、1 件につき建築物の住  
戸の総数に応じ次に掲げる額を  
当該住戸のうち同時に申請を行  
う住戸の合計数（次号において  
「同時申請住戸数」という。）  
で除して得た額（100 円未満の

端数があるときは、これを切り捨てる。同号において同じ。)とする。

(ア省略)

イ あらかじめ住宅の品質確保

の促進等に関する法律第 5 条  
第 1 項の規定に基づく設計された住宅に係る住宅性能評価  
を受け、設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき

。同 15,000 円

(イ) 同 2 戸以上 5

戸以下のとき。同 57,000 円

(ウ) 同 6 戸以上 10

戸以下のとき。同 92,000 円

(エ) 同 11 戸以上 30

戸以下のとき。同 170,000 円

(オ) 同 31 戸以上 50

戸以下のとき。同 300,000 円

(カ) 同 51 戸以上 10

0 戸以下のとき。同 450,000 円

(キ) 同 101 戸以上

200 戸以下のとき。同 830,000 円

(ク) 同 201 戸以上  
300 戸以下のとき。 同 1,100,000 円

(ケ) 同 301 戸以上  
のとき。 同 1,400,000 円

ウ ア及びイ以外の場合  
イ ア以外

(ア) から (ケ) まで省略)

(139) の 12 長期優良住宅の普及の  
促進に関する法律第 5 条第 1 項  
から第 3 項までの規定に基づく  
長期優良住宅建築等計画の認定  
申請手数料（同法第 6 条第 2 項  
の規定による申出をする場合に  
限る。）は、1 件につき建築物  
の住戸の総数に応じ 前号アから  
前号ア及び  
ウまでに掲げる額を同時申請住  
イ  
戸数で除して得た額と同法第 6  
条第 2 項の規定による申出に係  
る建築物又は建築設備に応じ次  
に掲げる額を合計した額とする  
。

(ア) から (ウ) まで省略)

(139) の 13 長期優良住宅の普及の  
促進に関する法律第 8 条第 1 項  
の規定に基づく長期優良住宅建  
築等計画の変更認定申請手数料

(同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第 9 条第 1 項の規定による場合以外の場合に限る。) は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に同法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく認定を受けた住戸の合計数(次号において「既認定住戸数」という。)で除して得た額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。同号において同じ。)とする。

(ア省略)

イ あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づく設計された住宅に係る住宅性能評価を受け、設計住宅性能評価書の交付を受けた場合(アに掲げる場合を除く。)

(7) 住戸の総数が 1 戸のとき





申出をする場合に限る。) は、  
 1 件につき建築物の住戸の総数  
 に応じ  $\frac{\text{前号アからウまで}}{\text{前号ア及びイ}}$  に掲げ  
 る額を既認定住戸数で除して得  
 た額と同法第 8 条第 2 項におい  
 て準用する同法第 6 条第 2 項の  
 規定による申出に係る建築物又  
 は建築設備に応じ次に掲げる額  
 を合計した額とする。

(アからウまで及び第 139 号の 15 から第 162 号まで省略)

(163) 公簿等 (住民基本台帳 及び  
農地台帳 を除く。) の閲覧手  
 料

公 簿	1 冊につき	300 円
図 画	1 枚につき	300 円